

2024 年度 第 2 4 回定例会一般質問（自分用）

皆様こんにちは。

日本維新の会の高谷浩司でございます。

はじめに、第 2 4 回定例会の場で質問する機会を与えていただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、ご清聴をよろしくお願い申し上げます。

はじめに、市民課窓口委託業務について

令和 6 年度の契約書一式の抜粋が「資料 1」として配布されていますので、ご覧ください。仕様書 19 の「その他（2）」に記載されている内容についてですが、全体の金額の増減が 10% 以上の場合、契約額の見直しに向けた協議を行うことが定められています。

決められた計算式に基づき、人工数、発行件数、所要時間などを含めた金額が算定されると思われますが、令和5年度の増減計算を比較する際、契約額算定の前提となる年度は令和2年度であり、令和3年度および4年度と比較する際の基準は平成30年度となっています。

前提となる年度を基準に比較が行われているとのことですが、比較年度から対象年度の間に追加業務が発生し、その都度増額の随意契約が行われています。そのため、比較するのは難しいと思います。しかしながら、比較する前提条件が2年から4年前になっており、考え方としては、古い資料との比較になっているのではという疑問が生じます。その中の1つとして、発行する1件の所要時間は、平成30年から令和5年まで同じ時間で比較試算された資料をいただきました。

そこでお伺いします。

1. 1－①

委託業者は窓口のサインなど様々な工夫を平成30年から令和5年まで、積み重ねてきたと思いますが、机上での

計算は所要時間に変化がありません。言い換えれば、スキルアップの評価はされていないことになりますが、

この点について、ご見解をお聞かせください。

次に、保育所の入所状況についてです。

10月の充足率は98.2%となり、昨年度と比較してかなり向上しました。これは職員の皆様の努力による成果だと思います。

そこでお伺いします。

2.2-①

4月に待機児童となった11人について、現在の状況はどのようなになっているのでしょうか。

次に、就学前の障害児の入園・入所および保育・教育の対応についてですが、所管課ごとに方針に違いがあるのは当然のことです。しかし、法人保育園と公立保育所が補助金等々によ

り、公平性を保ちながら運営を行っているかと言うと、違いがあります。法人幼稚園と公立幼稚園も同様だと考えられますが、就学前ビジョンに基づき、歩み寄りのために協議を重ねているのではないかと思います。

そこでお伺いします。

3.3－①

公立と法人、保育と教育という大きな母体が4つある中で、障害児に対する受け入れ体制、補助金、保育・教育体制などはどのように調整されているのでしょうか。もし調整が行われていないのであれば、その理由についてお聞かせください。

未収債権についてです。

収納率が向上していることは、各担当課が努力し回収を進めていることに起因していると思います。それも多大な労力を要することだと理解していますが、令和5年度歳入歳出決算審査

意見書には、特定債権の収納率や目標に対する達成状況が記載されています。

意見書に記載されている内容には、目標値が過去の実績の平均値に基づいており、適正性が確保されているとは言い難い設定になっているとの指摘があります。また、回収できなかった滞納要因を分析し、課題の優先順位を正確に把握した上で、具体的な数値で取り組みの効果を示し、実績を検証できるようにすべきだとされています。各債権の目標値については、必要に応じて見直しを行うべきだと記載されています。

そこでお伺いします。

4.4－①

市長は、いつまでにどのように見直すべきだと考えていますか。また、この意見を受けてどのように指示し、対応していくのでしょうか。

以上、第 1 登壇の質問を終わります。

第 2 登壇は、一問一答形式で行います。

ご答弁ありがとうございます。

市民課窓口業務についてですが、

5 1－②

仕様書 19 その他（4）にも記載されているように、市民サービスの向上を考え、本市と協議することとなっていますが、1 件の所要時間について変化がないことは、6 年間窓口業務改善の協議をされていない理解となりますが、これまで毎月の定例的な協議の場以外の主な協議内容を含めたご見解をお聞かせください。

資料 2 をご覧ください。

緑色が、定員に満ちている、黄色は定員に満ちていない部分になります。その中で、特に

6 2－②

今北保育所は定員に達しておらず、×となっているとのことですが、現在の年齢別入所申請児童数は何人でしょうか。また、戸ノ内保育所の申請数を教えてください。

7 2－③

なお、4月から×が付いていますが、何を解決しようとしていて、前に進まないのでしょうか。

また、9月のご答弁で土曜日の保育士不足により入所できないとの事でしたが、戸ノ内保育所は定員まで10人の余力がありますが、課題解決されたのでしょうか。

保育運営課からお聞きしましたところ、入所が進まない理由として、障害をお持ちの児童対応によるものとの事です。市立保育所障害児保育実施要綱を変更せずに運用する場合、1対1でしか保育できない重度の児童には1人の加配をつけて保育すべきではないかと考えます。

障害をお持ちの方々により入所が進まない理由は、観点が違うのだと思います。職員が不足しているために入所が進まないという内情は理解できますが、

そこでお伺いします。

8 2－④

待機している子どもたちは、その時期を2度と繰り返すことはできません。また、保護者が仕事に就けないことを考えると、4月からこれまで職員不足が生じている状況について重点的に取り組むべきポイントであると思いますが、ご見解をお聞かせください。

未収債権について

9 4－②

法務支援担当課が取りまとめ役となり、各担当課の相談窓口になっているとのことですが、意見書を受けてから現在までに何をどこまで実施したのでしょうか。

10 4－③

法務支援担当が各担当局に指示が出されていると思いますが、それぞれの理解や判断に基づいて事務が遂行されることになると思いますが、ご見解をお聞かせください。

徴収体制について、資料3をご覧ください。

担当課を抜粋し、一覧表を作成し徴収業務に携わっている人数を一覧表にしてお渡ししたところ、局別に修正して人数を埋めていただきました

近年、徴収の実績が徐々に向上してきているとの事ですが、担当人数のみならず、課は違っても同じ業務を複数人で行っている可能性もあり、効率的なものかどうかの議論が必要かと思います。市税、国民健康保険、以外の担当課は、徴収業務を兼任されている場合が多いことが表によりわかるのですが、
そこで、お伺いします

11 4－④

他の業務との兼任は、徴収業務にどれだけの割合を当てているのか各担当課により違いがあると思いますが、本当に大変な業務を兼任していると想像します。このまま進めていく事がベストなのか、ご見解をお聞かせください。

各職員の負担、業務の効率化、職員の育成、共通手法、ルール化、目標値の設定を考えると、一元化で取り組むことがベストな部署については、新たな1つの課、もしくは1つの部内で特定の指導者のもとで実施する方が効率的だと考えます。

そこでお伺いします。

12 4－⑤

各債権には法律が異なるかと思いますが、債権回収を進めるうえでの考え方や手法は同様であると考えます。目標の共有化、分析手法が分納から差し押さえまで一本化されることが効率的だと考えますが、市長のご見解をお聞かせください。

これですべての質問を終了します。

ご清聴ありがとうございました